

京銀 IC キャッシュカードの有効期限のお取扱いの変更について

当行は、平成 17 年 11 月よりキャッシュカードの偽造や不正な情報読取りが困難な IC チップを搭載した「京銀 IC キャッシュカード」の取扱いを開始し、カードに有効期限（5 年）を設定しておりましたが、このたび、有効期限のお取扱いを変更することといたしましたので、お知らせいたします。

既にお持ちの「京銀 IC キャッシュカード」（京都カードネオを除きます）につきましては、下記のとおりお取扱いさせていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお取引店にお問い合わせください。

記

平成 19 年 7 月 31 日以前に発行された「京銀 IC キャッシュカード」

有効期限経過後、使用いただけなくなるため、
有効期限の到来前に新しい IC キャッシュカードをお送りいたします。

有効期限到来に伴う IC キャッシュカードの発行手数料は、無料とさせていただきます。

平成 19 年 8 月 1 日以降に発行された「京銀 IC キャッシュカード」

有効期限はございません。

引き続き、お手もとの IC キャッシュカードをご利用ください。

有効期限のお取扱いの変更に伴い、「京銀 IC キャッシュカード規定」を改定いたします。

改定内容（改定後の規定）につきましては、当行本支店の窓口にてご案内しておりますので、ご遠慮なくお申し付けください。

また、当行ホームページ（<http://www.kyotobank.co.jp>）にも掲載しておりますので、ご覧ください。

以上